◇**地方税法施行令の一部を改正する政令**（平成二三年政令第一五九号）（総務省）

1　特別土地保有税の非課税措置並びに不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例に関する規定について所要の規定の整備を行うこととした。（第五四条の一三の二、附則第七条、第一一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一六〇号）（内閣府本府）

1　特定非常災害として指定する災害を「東日本大震災」に変更することとした。（題名及び第一条関係）

2　当該特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。（第二条関係）

㈠　民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置

㈡　建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置

3　2の㈠の措置に係る対象地区及び特例期間の終期を定めることとした。（第六条関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての母子及び寡婦福祉法施行令の臨時特例に関する政令**（政令第一六一号）（厚生労働省）

1　平成二二年四月以降に発生が確認された口蹄疫に関して、家畜伝染病予防法等による手当金等の交付を受けた者について、その所得の額が増加することにより、寡婦福祉資金の貸付けを受けることができないことのないよう、母子及び寡婦福祉法施行令の特例を設けることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**東日本大震災に伴う中央建設工事紛争審査会による紛争処理に係る申請手数料の特例に関する政令**（政令第一六二号）（国土交通省）

1　平成二三年三月一一日において、東日本大震災の被災地区に住所等を有していた者が、建設工事の請負契約に関する紛争で東日本大震災に起因するものにつき、同日から平成二六年二月二八日までの間に、中央建設工事紛争審査会のあっせん又は調停の申請をする場合には、その申請手数料を免除することとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行し、平成二三年三月一一日から適用することとした。

法　律

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月一日

内閣総理大臣　菅　直人

法律第五十七号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　基本方針等（第四条）
第三章　特定事業の実施等（第五条―第十条の二）
第四章　公共施設等運営権（第十条の三―第十条の十七）
第五章　選定事業に対する特別の措置（第十一条―第二十条）
第六章　民間資金等活用事業推進会議等（第二十条の二―第二十二条）
第七章　雑則（第二十三条）
附則

第一章　総則

第二条第一項中「の各号」を削り、同項第三号中「公営住宅」を「賃貸住宅」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星（これらの施設の運行に必要な施設を含む。）

第二条第二項中「建設」の下に「、製造」を加え、同条第三項中「の各号」を削り、同条に次の二項を加える。

6　この法律において「公共施設等運営事業」とは、特定事業であって、第十条の三の規定による設定を受けて、公共施設等の管理者等が所有権（公共施設等を構成する建築物その他の工作物の敷地の所有権を除く。第十条の十六第四項において同じ。）を有する公共施設等（利用料金（公共施設等の利用に係る料金をいう。以下同じ。）を徴収するものに限る。）について、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）を行い、利用料金を自らの収入として収受するものをいう。

7　この法律において「公共施設等運営権」とは、公共施設等運営事業を実施する権利をいう。

第三条の次に次の章名を付する。

第二章　基本方針等

第四条の見出しを削り、同条第一項中「内閣総理大臣」を「政府」に改め、同条第二項第一号中「発案」を「提案」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　公共施設等運営権に関する基本的な事項